

審議会資料一覧

- 1 長野県食と農業農村振興審議会委員名簿・・・・・・・・・・ P 1
 - 2 長野県食と農業農村振興審議会座席表・・・・・・・・・・ P 2
 - 3 審議会傍聴要領・・・・・・・・・・ P 3
 - 4 長野県食と農業農村振興の県民条例・・・・・・・・・・ P 5
 - 5 意見・提言の整理表・・・・・・・・・・ P 1 0
 - 6 国の動き・・・・・・・・・・ P 1 4
(農水省平成 22 年度予算、米戸別所得補償制度)
-

別冊 平成 20 年度実績年次報告
「長野県食と農業農村振興計画レポート」

別冊 参考資料
「長野県食と農業農村振興計画達成指標の進捗状況」

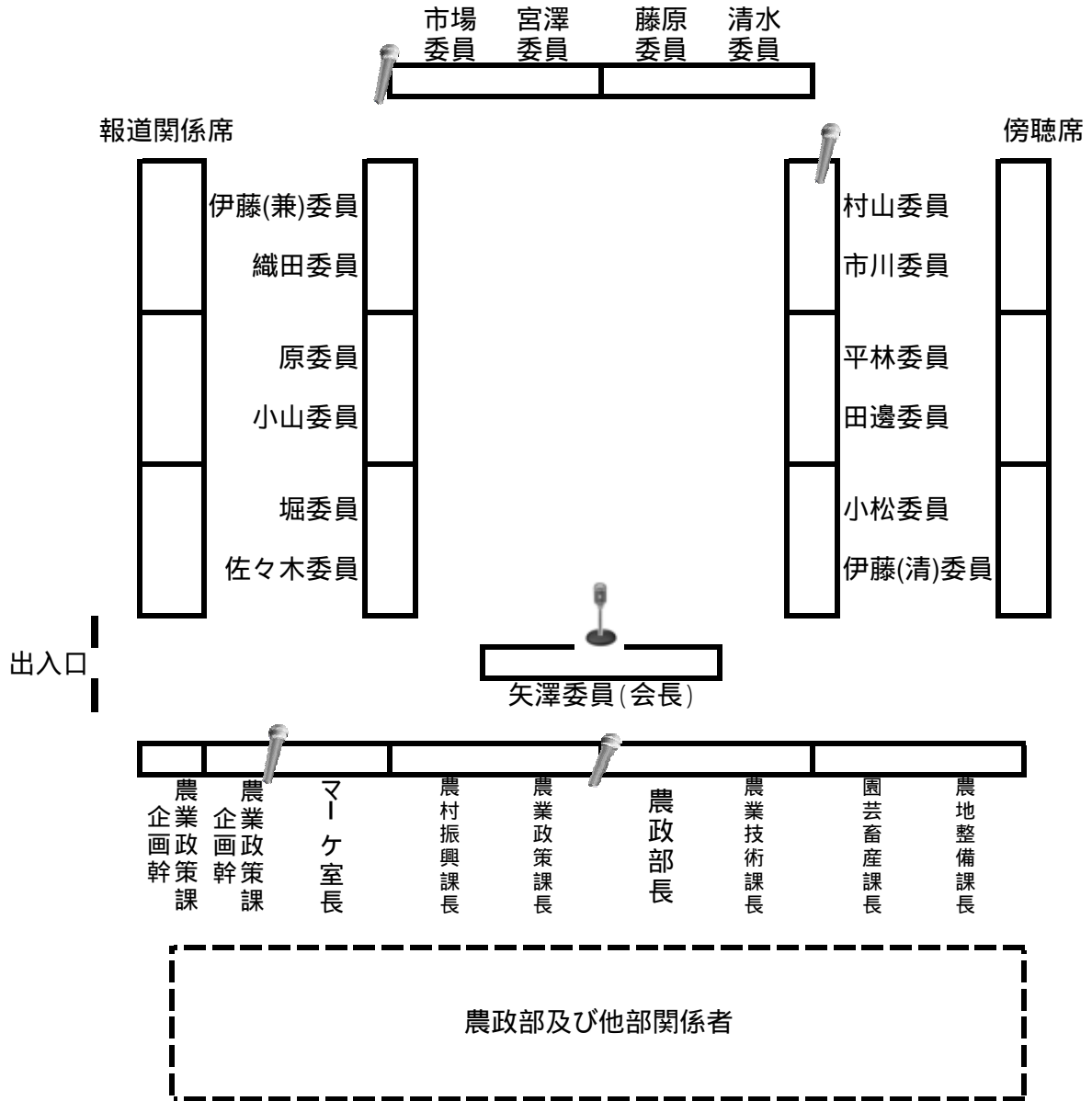
「平成21年度長野県食と農業農村振興審議会」 委員名簿

【敬称略 / 区分別・五十音順】

	氏名	現職	地区	区分
1	いとう きよと 伊藤 清人	県農業経営者協会会長	下伊那	農業者の代表 (4人)
2	こまつ かつふみ 小松 勝文	ふるさと信州味ネット会長、南信州うまいもの直販代表	下伊那	
3	たなべ かずひろ 田邊 一弘	特定農業法人(有)ライスファーム野口代表取締役社長	北安曇	
4	ひらばやし えみこ 平林 恵美子	県農村生活マイスター協会会長	松本	
5	いちかわていいちろう 市川 貞一郎	県土地改良事業団体連合会常務理事	長野	農業協同組合・農業委員会・その他 関係団体代表 (3人)
6	むらやま ひるとし 村山 博俊	県農業会議副会長、松本市農業委員会会長	松本	
7	やざわ としお 矢澤 利夫	J A長野中央会専務理事 審議会会長	長野	
8	しみず きよし 清水 澄	原村長	諏訪	市町村の代表者 (3人)
9	すげのや あきら 菅谷 昭	県市長会経済部会長、松本市長	松本	
10	ふじはら ただひこ 藤原 忠彦	県町村会長、川上村長	佐久	
11	みやざわ としふみ 宮澤 敏文	長野県議会議員	北安曇	県議会議員 (2人)
12	もりた つねお 森田 恒雄	長野県議会議員	下伊那	
13	いちば さちこ 市場 祥子	(社)全国学校栄養士協議会会長	上小	消費者の代表者 (4人)
14	いとう かねひこ 伊藤 兼彦	(社)長野県調理師会理事、民宿つたむらや社長	木曾	
15	おだ ふじこ 織田 ふじ子	県消費者の会の連絡会副会長	松本	
16	はら かじ 原 楨	長野県食生活改善推進協議会顧問	北信	
17	こやま こうさく 小山 光作	(株)マツヤ取締役社長	長野	食品流通事業者 の代表者 (2人)
18	ほり ゆういち 堀 雄一	県青果卸売市場連合会長、長野県連合青果(株)代表取締役社長	上小	
19	ささき たかし 佐々木 隆	信州大学農学部教授 職務代理委員	上伊那	有識者 (2人)
20	しらと ひろし 白戸 洋	松本大学総合経営学部教授	松本	

印は都合により欠席された委員

長野県食と農業農村振興審議会 座席表



「長野県食と農業農村振興審議会傍聴要領」

1 傍聴の手続き

- (1) 審議会の会議の傍聴を希望するものは、会場受付で、氏名及び住所を記入の上、会議の開始までに所定の席に着席すること。
- (2) 傍聴希望者が、傍聴席の数を超えた場合は、先着順により傍聴者を決定すること。

2 傍聴者の遵守事項

- (1) 傍聴者は、静粛に傍聴することとし、発言したり、拍手その他の方法により賛成又は反対の意向を表明したりしないこと。
- (2) 傍聴者は、会議の撮影、録音等を行わないこと。
- (3) 傍聴者は、上記のほか、会議の支障となる行為をしないこと。
- (4) 遵守事項に違反した場合には、傍聴を認めないこと。
- (5) その他、審議会会長の指示に従うこと。

「審議会等の設置及び運営に関する指針」(抄)

第5 審議会等の会議の公開

審議会等の会議は、原則として公開することとし、公開に当たっては次の事項に留意するものとする。

- (1) 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴及び会議結果の公表の方法により行うこと。
- (2) 会議の傍聴は、審議会等の長が、会議場に一定の傍聴席を設けて、希望する者に傍聴を認めることにより行うこと。
- (3) 審議会等の長は、傍聴を認める会議の開催に当たっては、あらかじめ審議会等の名称、開催日時、場所、議題、傍聴者の定員、傍聴手続等を各種広報媒体を通じて県民に周知すること。
- (4) 会議結果の公表は、議事録等及び会議資料を公表することにより行うこと。
- (5) 次のいずれかに該当する場合は、審議会等の長がその会議に諮って非公開の決定を行うことができること。なお、非公開の理由の開示を求められた場合には、それを明らかにすること。

ア 長野県情報公開条例(平成12年長野県条例第37号)第7条各号に定める非公開情報について審議する場合

イ 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議に著しい支障が生じると認められる場合

「審議会等の設置及び運営に関する指針の 制定及び運用について」(抄)

6 会議の公開

公開又は非公開の決定は、会長が会議に諮って行う。あらかじめ会議に諮ることができない場合は、各委員の意志を確認の上、事前に決定のこと。

7 会議の傍聴

各審議会等ごとの傍聴要領を定めて傍聴を認めること。別紙4の「傍聴要領(例)」参照。

傍聴者は、会長の許可なく会議の撮影、録音等を行わないこととされたい。

8 会議開催の周知

県ホームページに情報掲載するとともに、その情報を行政情報センター(コーナー)の「審議会等開催情報」ファイルに備え付けること。

9 会議結果の公表

県ホームページに情報掲載するとともに、その情報を行政情報センター(コーナー)の「審議会の議事録及び会議資料」ファイルに備え付けること。

14年2月以降に開催するものから会議結果について公表することとされたい。

議事録、議事要旨の公表に当たり、発言委員の氏名の公表については、各審議会等が個別に判断の上決定されたい。

長野県食と農業農村振興の県民条例

目次

前文

第1章 総則（第1条 第8条）

第2章 食と農業及び農村の振興に関する基本的施策（第9条 第24条）

第1節 食と農業及び農村振興計画（第9条）

第2節 食と農業及び農村の振興に関する施策（第10条 第24条）

第3章 長野県食と農業農村振興審議会（第25条 第31条）

第4章 補則（第32条）

附則

山高く、水清く、凛^{りん}とした空気の本県は、南北に長い広大な県土と、四季の変化に富んだ自然環境のもと、たゆみない農業者の努力により、全国有数の食の供給県として発展してきた。

また、本県の農業及び農村は、人々の命の源となる食料を生産するとともに、県土の保全、水資源のかん養、日本のふるさとの原風景としての景観の形成、文化の継承、食文化の形成等多様な役割を果たしており、地域に住む人々の生活の場であるとともに、訪れる人に明日への活力とやすらぎを与えてきた。

しかしながら、近年、本県の農業及び農村を取り巻く情勢は、輸入農産物の増加、農畜産物の価格の低迷、環境対策への対応、遊休農地の極端な増加等大きく変化しており、さらには、食の安全の確保、食育の重要性や食文化に対する関心の高まり等新たな農業及び農村の創造に向けての対応が求められている。

こうした中で、本県の豊かな緑への貢献を始めとする農業及び農村の多面的機能に対しての県民の理解をさらに深めるとともに、農業及び農村の再生のために、生産から消費までの各段階で、それぞれの役割に応じた適切な取り組みと連携を行うことが必要である。

このような認識に基づき、本県の食と農業及び農村の振興について、広く県民が参加する基本的な姿勢を示すとともに、地域の可能性や実情に即した計画を定め、実効性ある施策を具体化するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、食と農業及び農村の振興に関する施策について、基本理念及びこれに基づく施策の基本となる事項を定め、並びに県、農業者、食品産業等に関する事業者（以下「事業者」という。）等の責務等を明らかにすることにより、食と農業及び農村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって食と農業及び農村に対する県民の理解を深めるとともに、環境と調和した本県農業及び農村の持続的発展並びに本県経済の健全な発展を図ることを目的とする。

（基本理念）

第2条 食料は、人間の生命の維持に欠くことができないものであり、かつ、健康で充実した生活の基礎として重要なものであることにかんがみ、将来にわたって、安全で安心でき

る良質な食料が安定的に供給されなければならない。

- 2 食料の供給は、農業経営の安定化を図りつつ、自給率の向上、農業と食品産業の健全な発展を総合的に図ることを通じ、高度化し、かつ、多様化する県民の需要に即して行われなければならない。
- 3 県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農畜産物の供給の機能以外の多面にわたる機能（以下「多面的機能」という。）については、県民生活及び県民経済の安定に果たす役割にかんがみ、将来にわたって、適切かつ十分に発揮されなければならない。
- 4 農業については、その有する食料その他の農畜産物の供給の機能及び多面的機能の重要性にかんがみ、必要な農地、農業用水その他の農業資源及び農業の担い手が確保され、県内各地域の特性に応じてこれらが効率的に組み合わせられた望ましい農業構造が確立されるとともに、農業の自然循環機能（農業生産活動が自然界における生物を介在する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能をいう。）が維持増進されることにより、その持続的な発展が図られなければならない。
- 5 農村については、農業者を含めた地域住民の生活の場で農業が営まれていることにより、農業の持続的な発展の基盤たる役割を果たしていることにかんがみ、農業の有する食料その他の農畜産物の供給の機能及び多面的機能が適切かつ十分に発揮されるよう、農業の生産条件の整備及び生活環境の整備その他の福祉の向上により、その振興が図られなければならない。

（県の責務）

第3条 県は、前条に掲げる基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食と農業及び農村の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、国及び市町村等と連携を図るとともに、農業者及び農業関係団体、事業者、消費者及び消費者団体等と協働するよう努めなければならない。

（農業者及び農業関係団体の役割）

第4条 農業者及び農業関係団体は、自らが安全で安心できる良質な食料の安定的な供給及び農村における地域づくりの主体であることを認識し、基本理念の実現に自ら主体的に取り組むよう努めるものとする。

- 2 農業者及び農業関係団体は、農業生産活動に当たっては、自然と共生する農業を目指し、環境保全型農業の実践に努めるものとする。

（事業者の役割）

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念を踏まえ、消費者に対する安全で安心できる良質な食料の安定的な供給に努めるとともに、県産農畜産物の利用の推進に努めるものとする。

（消費者及び消費者団体の役割）

第6条 消費者及び消費者団体は、食と農業及び農村の果たす役割に対する理解を深め、健全な食生活の重要性を認識するとともに、県産農畜産物の消費及び利用を推進すること等により、食育及び食文化の発展に積極的な役割を果たすものとする。

（財政上の措置）

第7条 県は、食と農業及び農村の振興を総合的かつ計画的に推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(施策の実施状況の公表)

第8条 知事は、毎年、県が講じた食と農業及び農村の振興に関する施策の実施状況について、議会に報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

第2章 食と農業及び農村の振興に関する基本的施策

第1節 食と農業農村振興計画

第9条 知事は、食と農業及び農村に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、数値目標等を示し、食と農業農村振興計画（以下「振興計画」という。）を定めなければならない。

2 知事は、振興計画を定めようとするときは、県民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、長野県食と農業農村振興審議会の意見を聴かなくてはならない。

3 前項の規定は、振興計画の変更について準用する。

第2節 食と農業及び農村の振興に関する施策

(農業経営の安定等)

第10条 県は、農業経営の安定及び多様な発展を図るため、経営所得安定対策・価格対策及び農業金融制度の充実、生産の組織化、情報技術の利用促進その他必要な措置を講ずるものとする。

(農畜産物の生産及び供給等)

第11条 県は、安全で安心できる良質な農畜産物の生産及び供給を促進するため、農薬、肥料等の適切な使用、食品の表示の適正化その他必要な措置を講ずるとともに、農畜産物の流通及び加工の過程における衛生管理及び品質管理の高度化その他の農畜産物を利用した商品の流通及び加工の体制の整備に必要な措置を講ずるものとする。

(環境と調和し共生する農業の推進)

第12条 県は、環境と調和し共生する農業の推進を図るため、農業者等が行う有機物資源を活用した土づくりの促進等農業の自然循環機能の維持増進その他必要な措置を講ずるものとする。

(地域の特性を生かした農業の促進)

第13条 県は、立地条件、多様な気象条件等の地域の特性を生かした農業を促進するため、需要に即した農畜産物の生産、品質確保のための技術の普及その他必要な措置を講ずるものとする。

(農村及び中山間地域等の総合的な振興)

第14条 県は、農村及び中山間地域等（山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域をいう。）の総合的な振興を図るため、生活環境の整備による定住の促進その他必要な措置を講ずるものとする。

(農業生産基盤の整備等)

第15条 県は、農畜産物の安定した生産を図るため、地域資源の保全に配慮しつつ、農業生産基盤の整備、農地の流動化及び集団化の促進等優良農地の確保、遊休農地の活用、有害鳥獣対策その他必要な措置を講ずるものとする。

(農業技術の向上)

第16条 県は、農業技術の向上を図るため、試験研究体制を整備し、独自品種の研究開発、環境の保全及び農業生産性の向上のための農業技術の開発等を推進し、その成果の普及その他必要な措置を講ずるものとする。

(農業の担い手の確保等)

第17条 県は、意欲ある農業の多様な担い手の確保及び効率的かつ安定的な農業経営体の育成を図るため、農業に関する教育及び研修の実施、就農支援、農業経営の法人化及び集落営農等多様な農業経営形態の支援その他必要な措置を講ずるものとする。

（農畜産物の販路の拡大等）

第18条 県は、農畜産物の付加価値の向上及び販路の拡大を図るため、産地銘柄の確立、事業者との連携強化その他必要な措置を講ずるものとする。

（農業関係団体との連携強化）

第19条 県は、農業の持続的な発展を図るため、農地の利用集積、意欲ある農業の担い手の育成及び確保、農畜産物の生産集荷、販売戦略の展開等に関し、農業関係団体との連携強化その他必要な措置を講ずるものとする。

（消費者団体との連携強化）

第20条 県は、県民が県産農畜産物への理解を深めるとともに、地産地消（県産農畜産物を県内で消費し、又は利用することをいう。）及び旬産旬消（旬の農畜産物を旬の時期に消費することをいう。）を推進するため、消費者団体との連携強化その他必要な措置を講ずるものとする。

（都市と農村との交流の促進）

第21条 県は、活力ある農村の自律を図るため、農業者等の主体的な活動の支援、都市と農村との交流の促進その他必要な措置を講ずるものとする。

（多面的機能に関する県民理解の促進）

第22条 県は、農業及び農村の有する多面的機能に関する県民の理解を促進するため、その多面的機能に関する情報の提供、学習の機会の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

（食育の推進）

第23条 県は、健全な食生活の実現を図るため、家庭、学校、地域社会等において、望ましい食習慣、食の安全、地域の食文化等に係る情報の提供、食農教育に関する人材の育成その他必要な措置を講ずるものとする。

（地産地消の推進）

第24条 県は、地産地消及び旬産旬消を推進し、県民が安全で安心できる良質な県産農畜産物を定期的かつ安定的に購入できるよう、県産農畜産物の生産及び流通体制の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

第3章 長野県食と農業農村振興審議会

（設置）

第25条 食と農業及び農村の振興に関する重要事項を調査審議するため、長野県食と農業農村振興審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（任務）

第26条 審議会は、次に掲げる事項について、知事の諮問に応じて調査審議するものとする。

- (1) 振興計画の策定に関する事項
- (2) 県が実施する食と農業及び農村の振興に関する施策に関する事項
- (3) その他食と農業及び農村の振興に関する重要事項

(組織)

第27条 審議会は、委員20人で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

ただし、地方事務所の管轄区域ごとに少なくとも1人以上は任命するものとする。

- (1) 農業者の代表者 4人
- (2) 農業協同組合、農業委員会、その他農業関係団体の代表者 3人
- (3) 市町村の代表者 3人
- (4) 県議会議員 2人
- (5) 消費者の代表者 4人
- (6) 食品産業、流通産業等の事業者の代表者 2人
- (7) 食料、農業又は農村に関し優れた識見を有する者 2人

(任期)

第28条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第29条 審議会に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第30条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、原則として公開とする。

(部会)

第31条 審議会に、地方事務所の管轄区域ごとに部会を置くものとする。

第4章 補則

第32条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

地区部会及び審議委員からの意見・提言の要旨

個別施策	意見・提言
<p>1 多様な担い手が元気に活躍する農業・農村</p> <p>(1) 新規就農者への支援</p> <p>(2) 新規参入の促進・支援</p> <p>(3) 多様な経営体への育成・支援</p>	<p>新規就農者に対する(社)長野県農業担い手育成基金制度は、担い手確保対策として有効な対策であるが、新規対象者に対する事業が休止するなど影響が出ているため、対応が必要。 【佐久・下伊那地区】</p> <p>新規就農者は初期投資が必要であることから、支援が必要。また、「もうかる農業」「将来に希望を持てる農業」など、担い手が育ちやすい環境整備や農業を持続できる環境づくりが必要。 【諏訪地区、宮澤委員】</p> <p>農の雇用事業の雇用者や新規就農者の定着が進む取組が必要 【佐久地区】</p> <p>就農しても経営が成り立っていない状況がある。新規就農者(1ターン)に対しては各種の助成があるが、農家後継者の新規就農にあたっても同等の援助が受けられる施策・支援が必要(農業後継者を始めとする新規就農者へのきめ細やかな支援など)。 【長野地区、平林委員】</p> <p>農業経営にJAや量販が足を踏み入れることも一つの方法であると考え(例えばセブン農場)。県として相談体制を整備していくことが必要。 【松本地区】</p> <p>今後、担い手が減少していく状況を踏まえて、集落営農の支援が必要。 【上伊那地区】</p> <p>地域農業の一翼を担う小規模農家への支援が必要。 【上小・上伊那地区】</p> <p>集落営農を始め、地域農業を担う女性農業者が参画しやすい環境整備が必要。 【大北・上伊那地区、田邊委員】</p>
<p>2 競争力のある付加価値の高い農畜産物を生産する農業・農村</p> <p>(1) 所得向上に向けた支援</p>	<p>農業を続けるために、農業者の安定した所得(農業で生活できる)を確保する施策(消費者側の思い入れも取り入れた)が必要。 【上小・上伊那・大北地区、織田委員】</p> <p>農産物の価格低迷が続く中、農産物の価格安定対策に加え、自給率向上にもつながるような対策が必要。 【長野地区】</p> <p>付加価値や市場性の高い農産物・農産加工品(ナガノパープルなど)の開発、導入、普及、また、その良さを十分にPRしていくことが必要。 【下伊那地区】</p> <p>農家が、努力しても所得向上の展望が見いだせないことが最大の課題である。目標所得を確保するために必要な面積、コスト、販売単価をどうすれば良いか、体系を示すこと必要。 【北信地区】</p> <p>農家所得の向上のためには、農産物のブランド化が必要。 【北信地区】</p> <p>県産のこだわり米などのPRが必要。 【下伊那地区】</p>

(2) 収益部門の育成・強化への支援

米、雑穀など

戸別所得補償制度について
・全国一律の生産費とあるが、長野県の中山間地条件不利地では、十分な配慮が必要。

・麦大豆の支援充実を強化し、農家にとって簡素でわかりやすく、実務者にとって執行しやすい制度となる必要がある。

【佐久・大北・北信地区、田邊委員】

水田の有効活用の面からも新規需要米（米粉）の価格安定対策（小麦粉並の価格）や消費拡大対策（講習会等）への取組が必要。

【佐久・松本・長野地区】

米粉パンの価格が高く、学校給食や一般消費が進まない。小麦粉並みのパン価格となるよう米粉価格を抑えるための支援が必要。

【佐久・松本・長野地区】

果樹

りんご3兄弟の振興を進めているが、価格安からこのまま振興してよいか心配がある。永年性作物だけに慎重な対応が必要。

【上伊那地区】

リンゴ価格が低迷しており、再生産が困難になってきている。打開策である新わい化栽培を進めるための台木生産への支援が必要。

【佐久地区】

野菜

野菜については、生産過剰による廃棄が多く、経済的に疲弊している。県で需給予測を行い、末端農家まで情報を流すことが必要。

【佐久地区】

長い間葉野菜の品目に偏りすぎている面がある。東北産地の出荷が拡大しており、長野県でも品目拡大に向けバランスのとれた生産構造にすることが必要。

【堀委員】

野菜価格安定対策については、産地廃棄等に伴う価格安定対策が実施されたが、更なる価格安定対策の充実が必要。

【松本地区】

アスパラガスの生産拡大における労働不足を解消するため小規模集出荷施設の整備と、改植等に対する支援が必要。

【大北地区、田邊委員】

畜産

農家数が減少するなど、畜産情勢が危機的である。総合的な支援が必要。

【下伊那地区、宮澤委員】

遊休農地の活用と酪農家の飼料づくりを結びつけることが必要。

【佐久・大北地区、田邊委員】

(3) マーケティング対策

量販店や、卸売市場関係者に対する知事・副知事のトップセールス活動、また、海外フェア・商談会等も販路拡大につながる効果があったと思う。今後も継続したマーケティング活動が必要。

【堀委員】

行政は、従来から生産対策については支援を行ってきたが、農産物や農産加工品の販路開拓（販売先の確保、農家と消費者のマッチング）についても十分に支援を行うことが必要。

【下伊那地区】

	<p>生産者から消費者への多様な販売チャネルの開拓が必要。また、売り方に対する指導が必要。 【北信地区】</p> <p>量をまとめて消費者に供給する市場は、流通をコーディネートする重要な役割を担っており、一過性ではない販売体系を構築することが必要。 【北信地区】</p>
<p>3 消費者と食の絆を結び豊かな食生活を育む農業・農村</p> <p>(1) 地産地消への支援</p> <p>全般</p> <p>農産物直売所</p> <p>学校給食</p> <p>(4) 農村ビジネスへの支援 (農商工連携含む)</p>	<p>地産地消について、消費者に訴え、認識を高める取組が必要。 【上小・大北地区、原委員】</p> <p>消費者には地産地消イコール直売所のイメージがあるが直売所だけでなく、地元小売店や地元旅館等も含めた広い意味での地産地消を進めることが必要。 【松本地区、堀委員】</p> <p>直売所の数が増えているが、消費地域が重複しており競合問題の発生が心配。直売所のあり方などを検討することが必要。 【松本地区】</p> <p>直売所の品揃え(冬場の商品確保含む)への支援が必要。例えば、他県との連携など行政と一体となって、考えることが必要。また、それに合わせた県の窓口が必要。 【松本地区、宮澤委員】</p> <p>学校給食へ地元産食材を供給する場合、供給側が集荷、調整、配送などをボランティア的に行っている。今後とも学校給食等への地元産食材の供給を継続するためには、学校給食と生産者との仲介など供給のシステムづくりが必要。また、地域全体を取りまとめる事務局等への助成が必要。 【諏訪・長野地区、村山委員】</p> <p>学校給食での県産農産物利用率の向上について、仕組みづくりの検討がされているが、学校給食担当者(受入側の体制)の意識の向上を図ることが必要。 【平林委員】</p> <p>農商工連携のセミナー等を通じて、育成されたネットワークの輪を少しずつでも広げ、大きな流れにする事が必要。 【長野地区】</p> <p>農商工連携事業は、農業部門からの積極的な発信が重要なため、農政部として推進体制の整備が必要。 【松本地区】</p> <p>農・商・工が地域活性化に向けて、どのように連携するかが課題である。農産加工品も、ものがたりが必要で、多くの関係者が関わりながらイベント等を通じて内外に発信する体制づくりが必要。 【北信地区】</p>

<p>4 環境と調和し地域が輝く元気な農業・農村</p> <p>(1) 環境にやさしい農業への支援</p> <p>(2) 遊休農地対策への支援</p> <p>(3) 野生鳥獣害対策への支援</p> <p>(4) 多面的機能の維持</p>	<p>エコファーマー認定制度、信州の環境にやさしい農産物認証制度などに対し、もっと積極的なPRが必要。 【大北・諏訪地区】</p> <p>環境にやさしい農産物等の認証に取り組む農家の所得の向上につなげるためには、販路開拓や流通体制の見直しが必要。 【佐久地区、田邊委員】</p> <p>自然エネルギーの活用、循環型農業の推進、GAPの推進が必要。 【大北地区、田邊委員】</p> <p>耕作放棄地はその8割が中山間地域に集中している。高齢化にも考慮した、軽くて獣害に遭わない、収益の上がる作物を振興することが必要。 【長野地区】</p> <p>遊休農地対策、空き水田の有効利用のためにバイオエタノール生産の検討(価格補填も含め)が必要。 【上伊那地区】</p> <p>有害鳥獣対策については、市町村を越えた取組が必要であるので、地方事務所のリードが必要。 【佐久地区】</p> <p>シカ肉の処理施設について、市町村単独では設置は困難であるので、県による支援が必要。 【佐久地区】</p> <p>鳥獣害を受けやすい場所や防護柵の設置ポイントなどの情報の提供が必要。 【佐久地区】</p> <p>ハンターの高齢化も著しいため、若い人がハンターになる支援が必要。また、駆除した獣を食べ物として活かせるようなジビエ振興、流通の仕組みづくりへの支援が必要。 【佐久・長野地区】</p> <p>農業の多面的な価値の理解を促進させるため、消費者との連携や情報発信、都市と農村の交流が必要。 【大北地区、田邊委員】</p>
<p>5 働きやすく住み良い農業・農村</p>	<p>土地改良施設の部分的更新が必要なところが多い。農地・水資源の継承や災害に強い地域づくりの面からも予算化が必要。 【松本地区】</p> <p>多面的機能が将来にわたって適切かつ十分に発揮されるよう支援することが必要。 【大北地区】</p>
<p>総括事項</p>	<p>総花的でなく、例えば野生鳥獣害対策のような重要で難しい課題に対してはもっと力点を置くことが必要。 【上小地区、堀委員】</p>

平成 2 2 年度

農林水産予算概算要求の概要

平成 2 1 年 1 0 月

農林水産省

I. 平成22年度 農林水産予算概算要求の骨子

1. 総括表

区 分	21年度 予 算 額	22年度 要 求 額	対前年 度 比
	億円	億円	%
農林水産予算総額	25,605	24,071	94.0%
1. 公共事業費	9,952	8,459	85.0%
一般公共事業費	9,760	8,267	84.7%
災害復旧等事業費	193	193	100.0%
2. 非公共事業費	15,653	15,612	99.7%
一般事業費	6,993	6,822	97.5%
食料安定供給関係費	8,659	8,790	101.5%
(うち 戸別所得補償制度関連事業	0	2,171	皆増
別に 戸別所得補償制度モデル事業	0	3,447	皆増

平成21年度第一次補正予算における基金事業の執行
停止による平成22年度所要額

199

- (注) 1. 計数整理の結果、異動を生じることがある。
2. 計数は、四捨五入のため、端数において合計とは一致しないものがある。

2. 公共事業費一覽

(単位:百万円、%)

事 項	21 年 度 予 算 額	22 年 度 要 求 額	対前年度比
農業農村整備	577,220	488,930	84.7
林 野 公 共	260,925	221,014	84.7
治 山	99,190	84,017	84.7
森 林 整 備	161,735	136,997	84.7
水産基盤整備	119,860	101,526	84.7
海 岸	17,965	15,217	84.7
一般公共事業費計	975,970	826,687	84.7
災害復旧等	19,250	19,250	100.0
公共事業費計	995,220	845,937	85.0

Ⅱ.平成22年度農林水産関係予算概算要求のポイント

「平成22年度予算編成の方針について」（平成21年9月29日閣議決定）を踏まえ、以下の要求を行う。

1. マニフェストの推進

(1) 戸別所得補償制度の導入

- ・戸別所得補償制度モデル事業 3,447億円
- ・戸別所得補償制度関連事業 2,171億円

(2) 農山漁村の6次産業化

- ・未来を切り拓く6次産業創出総合対策 138億円

2. 既存予算のゼロベースでの見直し

(1) 目的・手段が類似・重複する事業の整理・統合

- ・経営体育成交付金（122億円）
- ・農畜産業機械等リース支援事業（46億円） 等

(2) 公益法人向け補助金等について、天下り等の指摘を踏まえ、対前年度10%程度削減（▲38億円）

(3) 施設費補助金について、対前年度4%程度削減（▲47億円）

(4) 公共事業について、対前年度15%削減（▲1,493億円）

また、国直轄事業の負担金制度について、国直轄管理事業の県負担金を廃止する方向で要求

(5) 既存の基金について、今後の執行見込みを踏まえた残高の精査等を行い、16基金、449億円を国庫返納

※今後の基金の執行状況等により金額等に変更があり得る。

※平成21年度補正予算の執行見直しにより国庫返納を行うものを除く。

3. 特別会計改革

- (1) 国有林野事業特別会計について、平成22年4月の一部独立行政法人化及び一般会計化を見送り、現行の特別会計として要求
 - (2) 保険関係3特別会計について、平成22年4月の統合を見送り、現行の3特別会計として要求
 - (3) 食料安定供給特別会計（農業経営基盤強化勘定）について、剰余金のうち138億円を一般会計に繰り入れ
4. その他、平成21年度補正予算の執行見直しにより、4,763億円を国庫返納。これに伴い、平成22年度に支出を要する基金の見合い事業（199億円）については、別途対応

Ⅲ. 平成22年度農林水産関係予算概算要求の重点事項

1 戸別所得補償制度のモデル対策

- ① 戸別所得補償制度モデル事業 3,447億円
- 平成23年度からの戸別所得補償制度の実施に向けた全国規模のモデル事業として、米の生産数量目標に即して生産を行う販売農家に対し、直接支払いを実施等
- ② 戸別所得補償制度関連事業(水田利活用自給力向上事業等) 2,171億円
- 水田を有効活用して、麦・大豆・米粉・飼料用米等の生産を行う販売農家に対し、主食用米並みの所得を確保する直接支払いを実施等

2 食料供給力の向上対策

- ① 農業信用補完強化事業交付金 14億円
- 農業者の資金繰り支援のため、運転資金について、無担保無保証人の1,000億円特別保証枠等を設定
- ② 農畜産業機械等リース支援事業 46億円
- 産地収益力の向上、経営体の育成、畜産業の新規就農に必要な農業機械等をリース方式で導入する場合の負担を軽減
- ③ 野菜価格安定対策事業 100億円
- 野菜の価格低落時における生産者補給金の交付事業について、加工・業務用野菜や複数品目産地に配慮して充実・強化
- ④ 国産チーズ供給拡大・高付加価値化対策事業 29億円
- 国産チーズ向け生乳の供給拡大及び特色ある国産ナチュラルチーズの製造技術向上に必要な機材整備、研修等を支援
- ⑤ 農の雇用事業 36億円
- 農業法人等が就農希望者を雇用して行う実践研修(OJT研修)を支援

3 農山漁村の活性化対策

- | | |
|---|-------|
| ① 中山間地域等直接支払交付金 | 266億円 |
| ・ 中山間地域等における農業生産条件の不利を補正するため、農業生産活動を継続して行う農業者等に交付金を交付 | |
| ② 農山漁村コミュニティ維持・再生事業 | 26億円 |
| ・ 農山漁村の集落機能を維持・再生する「地域マネジメント法人」の育成など地域住民が主体的に行う取組を支援 | |
| ③ 農地有効利用生産向上対策事業 | 43億円 |
| ・ 農地の有効利用に向けた農地・農業水利施設等の簡易な整備や畑地帯等での産地化を図るための取組を支援 | |
| ④ 鳥獣被害防止総合対策事業 | 30億円 |
| ・ 鳥獣被害防止特措法により市町村が作成する被害防止計画等に基づく取組を総合的に支援 | |

4 食の安全の確保対策

- | | |
|---|------|
| ○ 消費・安全対策交付金 | 29億円 |
| ・ 地域でのリスク管理措置の検証、農家等におけるトレーサビリティの取組、家畜・農作物の病気や害虫の防除等を推進 | |

5 農山漁村の6次産業化対策

- | | |
|--|-------|
| ○ 未来を切り拓く6次産業創出総合対策 | 138億円 |
| 農山漁村の6次産業化の推進のため、農林水産業・農山漁村の「資源」を活用した地域ビジネスの展開、新産業創出等を支援 | |
| ・ 農林漁業者と食品関連事業者等の連携による商品開発 | |
| ・ 市民参加型の仮設型直売所（マルシェ）の設立・運営支援 | |
| ・ HACCP導入、食品業界のコンプライアンスの徹底 | |
| ・ 「緑と水の環境技術革命」のための技術実証、人材育成等 | |

戸別所得補償制度に関するモデル対策

【5,618億円】

対策のポイント

平成23年度から導入する戸別所得補償制度の円滑な実施に向けて、平成22年度に全国規模で実証を行うモデル対策として、水田作に着目した①米戸別所得補償モデル事業、②水田利活用自給力向上事業を実施する。併せて、生産費等不足するデータを取得するための調査事業等を実施する。

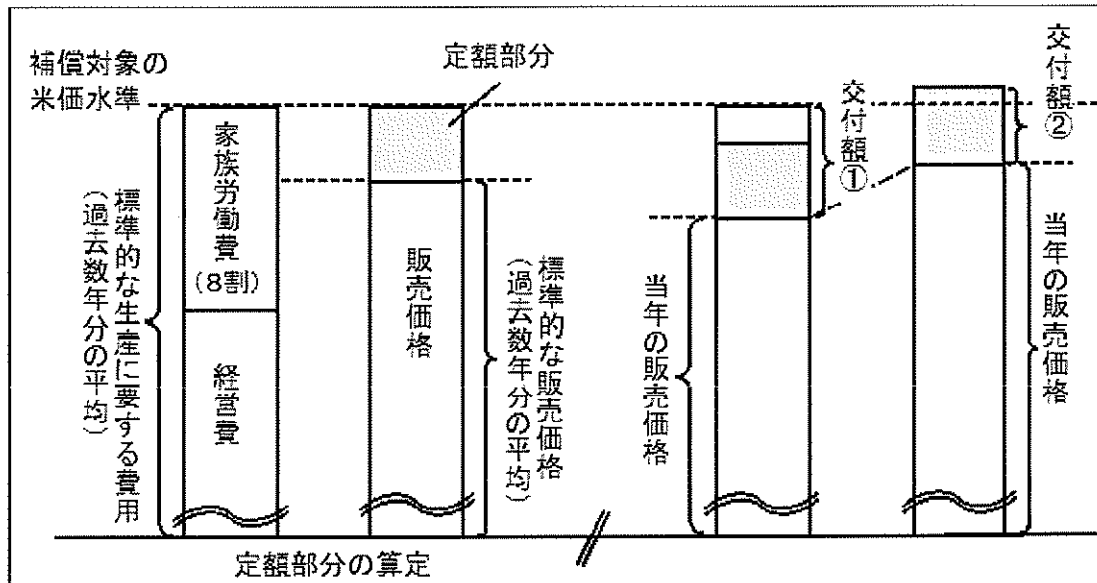
<事業内容>

1 米戸別所得補償モデル事業

【3,371億円】

米の「生産数量目標」に即した生産を行った販売農家（集落営農を含む）に対して所得補償を直接支払により実施する。

- ① 標準的な生産に要する費用（過去数年分の平均）と販売価格との差額を全国一律単価として交付
- ② 交付金のうち、標準的な生産に要する費用（過去数年分の平均）と標準的な販売価格（過去数年分の平均）との差額は定額部分として価格水準にかかわらず交付



2 水田利活用自給力向上事業

【2,167億円】

- (1) 自給力の向上を図るため、水田を有効活用して、麦・大豆・米粉用米・飼料用米等の戦略作物の生産を行う販売農家に対して、主食用米並の所得を確保し得る水準を直接支払により交付する。

また、従来の助成金体系を大幅に簡素化し、全国统一単価の設定など分かりやすい仕組みとする。

作物	単価(10a当たり)
麦、大豆、飼料作物	35,000円
新規需要米 (米粉用・飼料用・バイオ燃料用米・WCS用稲)	80,000円
そば、なたね、加工用米	20,000円
その他作物：地域で単価設定可能	10,000円

※他に、二毛作助成(15,000円/10a)を実施

- (2) 米の「生産数量目標」に即した生産のいかんに関わらず、すべての生産者を助成対象とする。
- (3) なお、産地確立交付金、水田等有効活用促進交付金、需要即応型水田農業確立推進事業は廃止する。

3 推進事業等

○ 戸別所得補償制度導入推進事業

【76億円】

戸別所得補償制度モデル事業の実施及び23年度からの本格実施への移行に必要となる、システム開発・端末整備や直接支払に要する経費を確保するとともに、現場における事業推進や要件確認を行う市町村等に対し必要な経費を助成する。

○ 統計調査事業

【4億円】

平成23年度からの戸別所得補償制度の実施に向けて、なたね、そば等の生産費や単収に係る新たな統計データを把握できるよう、調査内容を拡充する。